

# 理 由 書

地域高規格道路の整備や土地利用等の状況変化により都市内の交通体系の変化が見込まれることから、西大通について、幅員を縮小変更し、起終点ならびに線形、区域を変更することとし、これと交差する相生通、平和通、黄金通について、一部区域及び終点を変更する。平和通について、用途地域界まで延伸し終点及び線形を変更する。

東5条通ほか4路線について、精査により路線延長を変更する。

中央通ほか6路線について、住居表示の変更等にともない起点および終点の位置表示を変更する。

都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成10年10月21日政令第331号）に基づき、10路線について車線の数を決定する。